

〔東アジア史検討会概要〕

日本国際問題研究所領土・歴史センターに設置された東アジア史検討会のうち、検討会委員の報告について概要を掲載いたします。なお、概要は執筆者の見解を表明したものです。

2018 年度第 4 回会合

(開催日) 2018 年 9 月 28 日

(報告者) 井上正也 成蹊大学法学部教授

(報告タイトル)

「日中国交正常化」

(概要)

本報告は、日中国交正常化交渉を歴史的に振り返ることによって、その歴史的意義について考察した。

第一に、本報告では、日中間の国交回復が、国会批准を要しない共同声明という異例の形がとられた理由を明らかにした。その背景にあったのは、1952 年 4 月に日本が台湾の中華民国政府との間で締結した日華平和条約である。中華民国を中国の正統政府と見なした日華平和条約は、締結時点からこうした解釈が確定していたわけではない。実はこのような解釈は 1960 年代を通じて確定したものであり、そのことが日中国交正常化を実現する上での法律面での大きなハードルとなった。本報告では日中国交正常化直前の外務省条約局と内閣法制局との協議を紹介し、日本政府が、中国政府との間で国交樹立に関する政治声明を発表することによって、日華平和条約の効力を否定することなく、国交正常化を実現することが可能であるという結論に達したことを明らかにした。

第二に、日中国交正常化で何が合意されたのかについて明らかにした。日中間で合意された①「戦争状態の終結」については、日本側は日華平和条約との整合性を維持する目的から、法的に戦争状態が終結したと認めることができなかった。そのため、日中共同声明では、国交正常化前の日中間の関係を「戦争状態」以外の言葉（「不正常的な状態」と表現）で表現することで、双方に解釈の余地を残す解決策がとられた。②「台湾の法的地位」については、台湾を中国の不可分の一部とする中国側の主張と、それを認めない日本側がいかに政治的に折り合うかが大きな焦点となった。日本政府は、台湾の法的地位に関する国際的な先例を作らないという基本方針から、日本に先だって中国を承認したオランダが言及した表現までは認めるが、それを大きく踏み越えない方針をとった。その結果、「オランダ方式」を原案にした「理解し、尊重」という文言が採用された。最後に③「賠償問題」については、中国側が賠償放棄の方針を示したことから、大きな争点とはならなかった。

第三に、日中国交正常化で何が課題として残されたかを論じた。日米安保条約の台湾条項が日中国交正常化によって失効したかは、日中双方で見解が異なっており、1990 年代の台湾海峡危機に際して 1972 年当時のやりとりが注目された。また賠償放棄によって、日中国交正常化の「戦後処理」の側面が曖昧になったために、後年になって、両国間で歴史認識をめぐる「ねじれ」を残す結果になった。

最後に日中国交正常化の評価について論じた。日中国交正常化が短期で妥結した要因と

しては、中国側がソ連の対日接近を恐れていたこと、日本側が自民党内での反対派を抱えていたことから、短期での交渉妥結を志向していたことがあげられる。そして、最後に日中国交正常化に伴い成立したとされる「七二年体制」について論じた。日中国交正常化交渉では、両国間で処理すべき、安保問題、台湾問題、歴史問題など多くの争点で最終的な解決（法的解決）を回避し、玉虫色の政治決着を重視したことから、その合意枠組が「体制」といえるほど強固なものではなかったと指摘した。その上で、その後の日中友好ムードのなかで、両国の対立を顕在化させないような、紛争処理メカニズムが機能したことを重視すべきではないかと主張した。